

議案第三十二号

港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年六月二十一日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の育児休業等に関する条例（平成四年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第二号中「同じ。」の下に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同条第三号イ及びロ中「の配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を、「当該配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二条の四第一号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条

第二号中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第三条第五号、第四条及び第八条第七号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第十八条第一項中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等に取り扱うため、本案を提出いたします。